

高梁市川上町

仁賀地域自主防災会

地区防災計画

～「繋ぐ安心安全」～

令和4年12月

目 次

一 仁賀地域活動目標	1
<u>1. 地区の概要</u>	2
(1) 地区の範囲	2
(2) 地区の特徴	2
(3) 地区の災害	2
<u>2. 防災活動</u>	3
(1) 活動体制	3
(2) 平常時の活動	4
(3) 災害時の活動	7
(4) 復旧時の活動	9
<u>3. 避難所・関係機関・資機材</u>	10
(1) 避難所	10
(2) 関係機関連絡先	10
(3) 資機材	10
<u>4. 計画の見直し</u>	11

“繋ぐ安心安全”

「地区防災計画の理念」

「まさか！なんで！」といった声がよく聞こえる昨今、わが仁賀地域においても災害の発生は他人事ではありません！！

本市においても平成30年7月豪雨による河川沿いの大規模浸水や各所で発生した土砂災害の記憶はいまだ鮮明に残っています。川上町においても高山や上大竹で家屋を巻き込む被害が発生しました。

わが仁賀地域では人的被害こそなかったものの、農道や幹線道路の路肩崩落、家屋への土砂流入など各所でつめ跡を残しました。

近年全国各地で大規模で甚大な災害が発生しており、いつ、どこで甚大な災害が発生してもおかしくないことから、「明日は我が身」と捉えて、「大きな災害を受けたこと無かったのに」「早く避難していれば」「あの時声をかけておれば」「備えていれば」と後悔することがないように、もしもに備える「仁賀地区防災計画」を作成しました。

防災は「わがこと」と仁賀地域のみんなが認識し、日頃の個々での計画により『「自分のことは自分で守る」を一番に考え「わが地域はみんなを守る」備えが出来ている。』

そんな誇れる地域を目指し、取り組んでいきましょう。

令和4年12月
仁賀地域自主防災会

1. 地区の概要

まずは、みんなの住んでいる地区の状況を知りましょう。

(1) 地区の範囲

川上町仁賀地内

白藤、安成、中筋、高岳、上房、光安、佐屋西、佐屋東、麦ノ草、鈴木、大岩、大谷
(12 町内会)

(2) 地区の特徴

- ・ 山間地
- ・ 大きな河川はない
- ・ 集落が点在
- ・ 高齢化率が高い
- ・ 道路の整備が行き届いていない
- ・ 土砂災害により、通行止めが発生する道路が多い
- ・ 井戸を保有する家がある（断水時利用可）

(3) 地区の災害

①想定される災害

- ・ 土砂災害
- ・ 地震（南海トラフ巨大地震想定最大震度 5 弱）

②過去の災害

- ・ 道路崩落や土砂災害など公共土木や農地がほとんど
- ・ 民地は家の裏が崩れた程度
- ・ 昭和 23 年頃に大雨で光安町内では崩土により家が倒壊したり田が浸水したりした。
- ・ 安成町内の河川も増水し田が浸水したらしい。

※平成 30 年 7 月豪雨時の主な災害

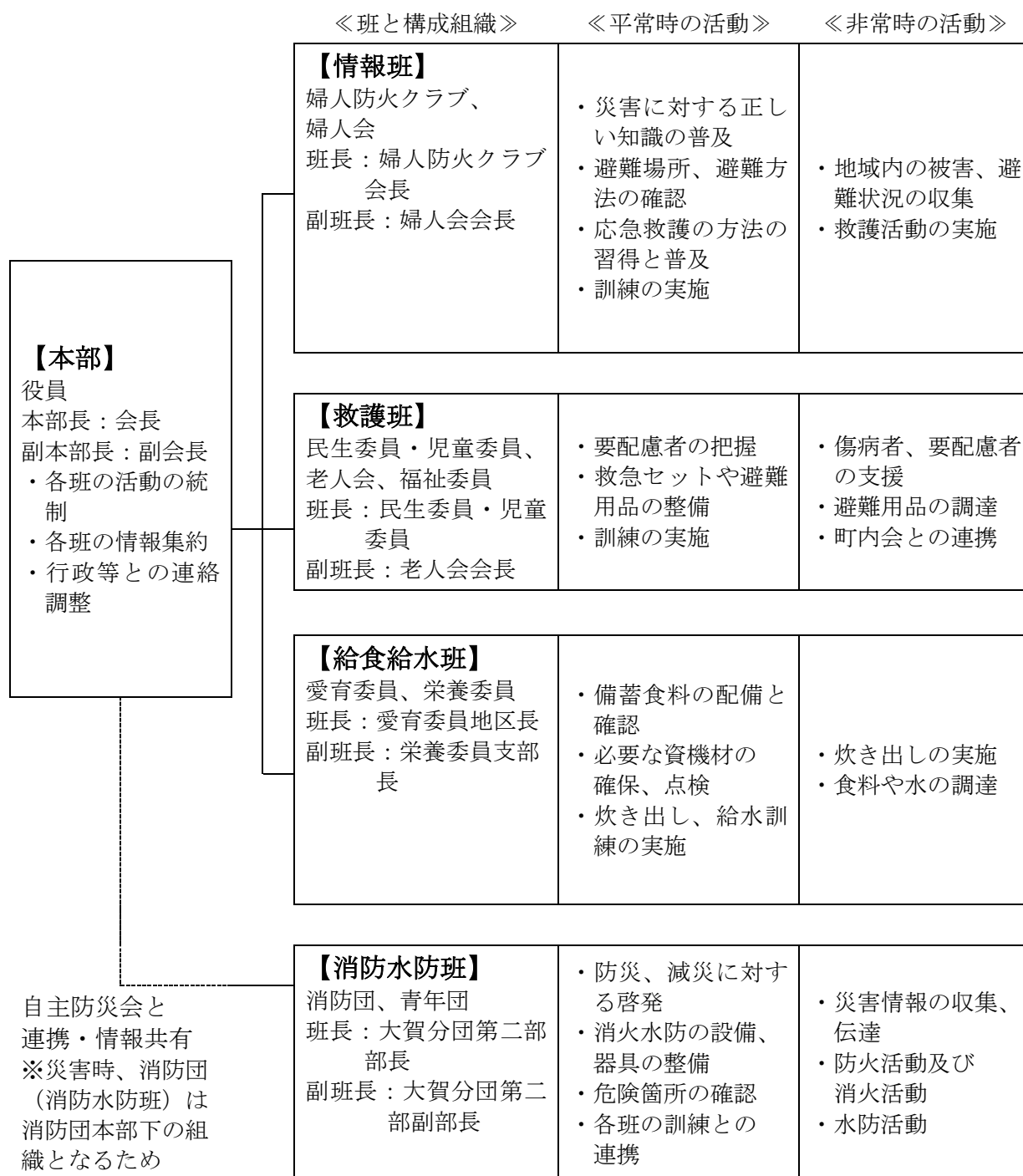
- ・ 農道仁賀上大竹線で路肩崩落(片側)が 2 か所
- ・ 農道 1 か所で崩落による通行不能
- ・ 上房地内で裏山が崩落し母屋に土砂が流入

2. 防災活動

活動目標に向けて、平常時や災害時の活動を訓練などで確認して、不備、不足があればその都度見直しましょう。

(1) 活動体制

仁賀地域自主防災会組織表

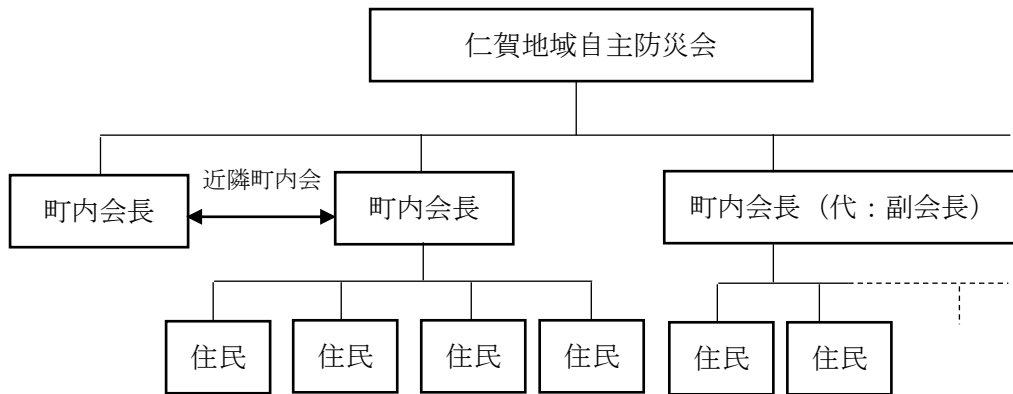


(2) 平常時の活動

誰が	何を	いつ
仁賀地域自主防災会	住民参加による避難訓練の実施（企画、運営）	毎年計画
	自主防災会役員連絡網の整備と町内会連絡網の把握	毎年度初め
	仁賀コミュニティハウスの清掃・点検	毎月
	指定避難所における防災資機材、備蓄食料（保存食）の管理と整備	毎年計画
	地区防災計画の見直し	避難訓練後 災害活動後
	地区防災計画の周知	毎年計画
	防災マップの作成支援・全体取りまとめ	初回、毎年度確認・更新
各町内会	町内の連絡網を整備して配布 （安否確認のため下記項目を整理する） <ul style="list-style-type: none"> ・昼版の作成 ・夜版（休日）の作成 ・掲載情報は次のとおり <ul style="list-style-type: none"> ①氏名 ②住所 ③電話番号（自宅） ④電話番号（携帯） ⑤緊急時の連絡先 ⑥特記事項 （生徒等は学校学年、体の状態などを記入） ⑦避難方法 ・近隣町内会の連絡先 ・町内会長の代理者を決めて、連絡網に反映 ・要支援者（一人暮らし高齢者、高齢者世帯、災害時支援が必要な人）及び支援する者（2人以上）の把握（支援する者は、民生委員及び近隣の人とする） ※民生委員作成の「見守り防災マップ」も活用	毎年度初めとし、修正は都度
	防災マップを住民と作成、自主防災会へ報告	初回、毎年度確認・更新

	自主防災会と連携した防災研修会の実施	—
	避難訓練の運営補助 ・住民の参加呼びかけ ・訓練の実施 ・訓練後の住民意見の収集	—
	避難所の必要装備品の確認・整備（一次避難所）	毎年度始め 避難訓練後 災害活動後
	避難経路の確認（一次避難所から仁賀コミュニティハウス）	訓練時
	危険箇所の把握（市・県への改修依頼）	都度
各住民	避難訓練、防災マップ作成、防災研修会への参加	—
	自宅周辺の危険度の把握 （土砂災害警戒区域、よく崩れる箇所等の確認）	日頃から
	避難方法を決めておく ※連絡網に掲載する （安全が確認できた自宅や親戚等の家、一次避難所）	—
	避難所の確認（一次避難所）	日頃から
	避難経路の確認（自宅から一次避難所）	日頃から
	親族や隣近所の電話番号帳を作成	毎年度初め とし、修正 は都度
	非常持出品の確認（使用・賞味期限など） □食料品（3日分） □飲料水（一人当たり1日3リットル） □懐中電灯 □常備薬 □マスク □体温計 □消毒液 □ティッシュ □ウェットティッシュ □貴重品（□通帳、□印鑑、□保険証、□位牌） □親族や隣近所の電話番号帳	日頃から

[連絡網 概略図]



※連絡漏れをなくすため、町内会長又は代理者が、各住民に連絡する。連絡がつかない場合は、訪問し伝達・確認する。

(3) 災害時の活動

【風水害版】※本表は災害時の活動チェックに使用します。

気象情報・避難情報 【発令者】	誰が	何をする	チ ェ ッ ク
	住民	気象情報をテレビ等で収集	<input type="checkbox"/>
大雨注意報 【気象庁】 警戒レベル2相当	住民	非常用持出品を準備、再確認し、一カ所（仏壇のそばなど）にまとめる 携帯電話を充電する	<input type="checkbox"/>
大雨警報（土砂災害） 【気象庁】 警戒レベル3相当	本部役員	気象情報等を収集し、まとめる	<input type="checkbox"/>
	本部役員	気象状況に応じて、本部役員が仁賀コミュニティハウスへ集合 町内会長へ町内会の状況を確認	<input type="checkbox"/>
大雨警報（土砂災害） 【気象庁】 警戒レベル3相当 ＋ 本部がその他の気象情報（キキクルなど）を収集し、災害発生のおそれがあると判断した場合	本部長	町内会長へ電話し、町内住民への避難指示の連絡を依頼	<input type="checkbox"/>
	町内会長、副会長、町内会役員	連絡網を用いて町内住民の安否を確認するとともに以下を確認し、町内住民に一次避難所への避難を指示 ・住民のケガの有無 ・ライフラインの異常の有無 ・災害発生の有無 ・要支援者の状況 →収集した情報を本部へ報告	<input type="checkbox"/>
	住民	一次避難所へ避難を開始 自宅が安全な場合は、自宅の安全な場所へ移動	<input type="checkbox"/>
	情報班	町内の情報を収集・整理し、本部、救護班と情報共有	<input type="checkbox"/>
	救護班、近隣の人	要支援者を一次避難所へ車で避難させる 在宅避難の場合は、要支援者宅の安全な場所に一緒にいて、気象情報や災害情報等の情報共有を行う	<input type="checkbox"/>
	町内会長	一次避難所の避難状況（避難者の氏名、性別、年齢）を本部へ報告	<input type="checkbox"/>
	副本部長	避難状況を川上地域局へ報告	<input type="checkbox"/>

高齢者等避難 【市】 警戒レベル3	本部長	町内会長へ電話し、町内住民への避難指示の連絡を依頼	<input type="checkbox"/>
	町内会長、副会長、町内会役員	連絡網を用いて町内住民の安否を確認するとともに以下を確認し、町内住民に一次避難所への避難を指示 ・住民のケガの有無 ・ライフラインの異常の有無 ・災害発生の有無 ・要支援者の状況 →収集した情報を本部へ報告	<input type="checkbox"/>
	住民	一次避難所へ避難を開始 自宅が安全な場合は、自宅の安全な場所へ移動	<input type="checkbox"/>
	情報班	町内の情報を収集・整理し、本部、救護班と情報共有	<input type="checkbox"/>
	救護班、近隣の人	要支援者を一次避難所へ車で避難させる 在宅避難の場合は、要支援者宅の安全な場所に一緒にいて、気象情報や災害情報等の情報共有を行う	<input type="checkbox"/>
	町内会長	一次避難所の避難状況（避難者の氏名、性別、年齢）を本部へ報告	<input type="checkbox"/>
	副本部長	避難状況を川上地域局へ報告	<input type="checkbox"/>
	消防水防班	地区内を避難の広報で回る 地区に災害があれば、本部長に伝達	<input type="checkbox"/>
	給食給水班	炊き出しの準備	<input type="checkbox"/>
避難指示 【市】 警戒レベル4	住民	避難を完了（避難時に異常があった場合は、町内会長へ報告）	<input type="checkbox"/>
	町内会長	一次避難所の避難状況と災害発生等の各種異常を本部へ報告	<input type="checkbox"/>
	副本部長	避難状況、被害状況等を川上地域局へ報告	<input type="checkbox"/>
緊急安全確保 【市】 警戒レベル5	住民	自宅の安全な場所へ避難	<input type="checkbox"/>

※災害時は自主防災会が本部となる

【地震版】 震度5弱以上または家具転倒などで身の危険を感じた時

経過時間	誰が	何をする	チェック
発生直後	住民	身の回りの安全確保	<input type="checkbox"/>
1 時間後まで	本部役員	仁賀コミュニティハウスの被害の有無を確認 仁賀コミュニティハウスの鍵を開ける	<input type="checkbox"/>
	町内会長	一次避難所の被害の有無を確認 一次避難所の鍵を開ける	<input type="checkbox"/>
	町内会長	連絡網を用いて町内住民の安否を確認するとともに以下を確認し、町内住民に一次避難所への避難を指示（さらなる余震による家具転倒など危険と判断した場合） ・住民のケガの有無 ・ライフラインの異常の有無 ・災害発生の有無 ・要支援者の状況 →収集した情報を本部へ報告	<input type="checkbox"/>
	情報班	町内の情報収集・整理し、本部、救護班と情報共有	<input type="checkbox"/>
6 時間後まで	住民	一次避難所へ避難を開始	<input type="checkbox"/>
	救護班	要支援者を一次避難所へ避難させる	<input type="checkbox"/>
	消防水防班	地区内を避難の広報で回る	<input type="checkbox"/>
	給食給水班	炊き出しの準備	<input type="checkbox"/>
	住民	避難を完了（避難時に異常があった場合は、町内会長へ報告）	<input type="checkbox"/>
	町内会長	一次避難所の避難状況と災害発生等の各種異常を本部へ報告	<input type="checkbox"/>
	副本部長	避難状況、被害状況等を川上地域局へ報告	<input type="checkbox"/>

※災害時は自主防災会が本部となる

(4) 復旧時の活動 ※災害後、地域で被災者を支援する活動

誰が	何をする
本部	救護用品の不足、給食給水の不足を確認し、地域局に調達を依頼

3. 避難所・関係機関・資機材

どこに何があるのか、もしもの時の連絡先はどこなのかを確認しましょう。

(1) 避難所

類別	地区	施設名	土砂	地震	管理者
一次避難所	白藤	白藤集会所	○	×	町内会長
	安成	安成集会所	○	×	町内会長
	中筋	中筋集会所	○	×	町内会長
	高岳	高岳集会所	○	×	町内会長
	上房	上房生活改善センター	○	×	町内会長
	光安	光安集会所	○	×	町内会長
	佐屋西	佐屋西集会所	○	×	町内会長
	佐屋東	佐屋東集会所	○	×	町内会長
	麦ノ草	麦ノ草生活改善センター	○	×	町内会長
	鈴木	鈴木旧集会所	○	×	町内会長
	大岩	仁賀コミュニティハウス※	○	×	町内会長
	大谷	大谷集会所	○	×	町内会長
指定避難所		仁賀コミュニティハウス※	○	×	自主防災会長

※仁賀コミュニティハウス（電話番号：48-2992 住所：川上町仁賀7053-1）

(2) 関連機関連絡先

目的	機関名	電話番号
避難状況等報告 水道関係（断水、漏水）	川上地域局	48-2200
市道・農道・田畑被害等	西部土木事務所	45-4510
避難情報、避難所開設情報	防災復興推進課	21-0246
火災、救急	消防署	119
国道・県道・河川被害等	岡山県備中県民局建設部高梁地域維持補修課	21-2855
交通事故、行方不明	高梁警察署	110
	仁賀駐在所	48-3191
停電	中国電力 高梁ネットワークセンター	0120-413-826

(3) 資機材

物品	数量	保管場所	備考
大型テント	1	仁賀コミュニティハウス	令和4年8月購入
発電機付バルーン照明	1	仁賀コミュニティハウス	令和4年8月購入
資機材格納庫	1	仁賀コミュニティハウス	令和4年8月購入

4. 計画の見直し

本計画は、避難訓練実施後や災害時の活動後に、仁賀地域自主防災会が見直しの必要な事項がないかを協議する。見直しを行った場合は、地区住民に周知するとともに、高梁市に見直し後の地区防災計画を提出する。